平成 23 年度事後評価・決算

事務事業マネジメントシート

事務事業名	子ども手当給付事業	所属部	市民環境部	所属課	市民環境生活課
	総 ⟨Ⅲ⟩地域で支えあうくらしづくり《保健・医療・福祉》	所属G	生活G	課長名	安食 恵治
		担当者名	川島あかね	電話番号(内線)	0854-40-1031 3578
基本事業名	体 系 〈064〉子育て環境の充実	予算 科目	会計 款 項 0 1 1 5 1 0 2	与 中事業 5 0 1	子ども手当給付

1 現状把握の部

(1)事業概要

①事業期間	②事業の内容(期間限定複数年度事業は全体像を記述)	③開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか?)
□ 単年度のみ	平成23年4月から9月まではつなぎ法により、子ども一人につき月額13.000円を支給。子ども手当特別措置法の成立により、平成23	
☑ 単年度繰返	年10月から平成24年3月までは3歳未満・小学校修了前(第3子以	次代の社会を担う子供の健やかな育ちを社会全体で
_	降)は15,000円、小学校修了前(第1、2子)・中学生には10,000円 を支給した。	応援するために制度化された。
	平成23年度は、平成23年2月分から平成24年1月分を支給した。	

(2)トータルコスト

<u>\=/1</u>
①事業費の内訳(概要)
平成23年2月から平成24年1月分の内訳
総支給額 661,417千円
②延べ業務時間の内訳(業務の流れ等)
新規・額改定認定、申請勧奨・勧奨分認定、定期支払、随
時支払 消滅

			丰四	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)	(計画)	計画
	財	国庫支出金	千円		457,472	501,874	75,878		
事		県支出金	千円		64,979	74,290	12,687		
業	内	地方債	千円						
費	訳	その他	千円						
貝		一般財源	千円		64,980	85,253	12,670		
	博	業費計(A)	千円	0	587,431	661,417	101,235	0	
人	正	規職員従事人数	人		7	7	7		
件		延べ業務時間	時間		264	264	264		
費		人件費計(B)	千円	0	1,026	1,041	0	0	
7	ータ	ルコスト(A)+(B)	千円	0	588,457	662,458	101,235	0	

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

_											
	① 主な活動 23年度実績(23年度に行った主な活動)	F	⑤ 活動	指標名	単位	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度(実績)	24年度(目標)	25年度 (目標)	昻 (E
1	23年及天禎(23年及に1)づた土は泊期/		ジル男	J拍标		(天限)	(天限)	(天限)			\ <u> </u>
	受給者数 2,467人 総支給額 661,417千円		ア総支	給額	千円		587,431	661,417	101,235		
=	手 (延児童数53,070人)		1								
ŀ	段 2.6 左右 (2.6 左右) 3.7 之 (2.6		ウ								
-1	24年度計画(24年度に計画している主な活動)	l			L	L	<u> </u>	<u> </u>			l
	支払業務(H24年2、3月分/6月定期支払) ※平成24年4月からは法改正により児童手当へ		エ								
	移行するため事業廃止。事業費計画、支給額な どについては2、3月分の数値		オ								

	② 対象(誰、何を対象にしているのか)			指標名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	最終
	と 対象 (確、何を対象にしているのが)	7	6	対象指標	単位	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)	(目標)	(目標)
	■ 雲南市に住所を有する子ども手当受給者		ア	受給者数(2月末現在)	人		2,599	2,467	2,500		
			イ	対象児童(2月末現在)	人		4,625	4,416	4,500		
h/	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)		7	成果指標							
			ア	総支給額	千円		587,431	661,417	101,235		
	子育てに関する経済的負担が軽減される。		イ								
			ゥ								
上	④ 結果(どんな上位目的に結び付けるのか)			上位成果指標							
一位目的	ウ ハレイス タイパッチスト シアナス		ア	総支給額	千円		587,431	661,417	101,235		
	安心して子育てができるようにする。		イ	子育てがしやすい環境だと	千円		51.1	49.0	49.0		

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は どう変化しているか? 開始時期あるいは5年前と比 べてどう変わったのか?	②この事務事業に関する これまでの改革改善の取り組み経緯	③この事務事業に対して関係者 (市民、議会、事業対象者、利害関係者等)から どんな意見や要望が寄せられているか?
平成23年4月に子ども手当つなぎ法が施行され、9月までは平成22年度と同じ制度内容で支給した。平成23年8月に子ども手当特別措置法が成立し、平成23年10月から平成24年3月分の子ども手当について支給要件などが変更された。	平成23年4月から9月までは平成22年度と同じ制度。子ども手当特別措置法の成立により平成23年10月分から支給要件、支給額等が変更された。特別措置法は平成24年3月31日で終了」。平成24年4月からは児童手当と	市民の方から、特別措置法にかかる認定請求等の 周知が不十分であったため徹底してほしい旨の要 望があった。

雲南市(H22年4月改正版)ver.1.1

	事務事業名	子ども手当給付	寸事	業		所属部	市民環境部	所属課	市民環境生活課			
2			価	、ただし複数年度事業								
	①政策体系との整	E合性					⇒3 今後の方向性・	改革改善	に反映			
	この事務事業の目的	かけま(町)の政	 ~	結びついている ⇒	1【埋	申】之						
	策体系に結びつくか			子育てに対する経済支	揺とき	そえられろ	ので結びついている。					
lΒ	が結果に結びついて	ているか?			122	3763400	*> C/\(\mathred{\text{U}}\) \(\text{O}\(\text{O}\)					
	② 公共関与の妥			見直し余地がある ⇒	【理	由】つ	⇒3 今後の方向性・	改革改善	に反映			
妥			굣	妥当である ⇒	【理	由】与						
	なぜこの事業を市(
性	ればならないのか? て、達成する目的か	⁷ 祝金を投入し		全国一律の制度であり、	第1-	号法定受	託事務として行う必要が	ある。				
	③対象・意図の変			日本 今州がまる →	. F I⊞		⇒3 今後の方向性・	小 某小羊	1- E oh			
ЛШ	③ 刈家・思凶のま 	大ヨ注				申】 ご 曲】ユ	→3 ラ後の方向性・	以甲以吾	1. 及昳			
	対象を限定・追加す	べきか?意図を	Į.		\ <u>+</u>	⊞						
	限定・拡充すべきか			法律により対象者は定め	かられ	ている。						
	④ 成果の向上余	地					⇒3 今後の方向性・	改革改善	に反映			
	成果を向上させる余			向上余地がない ⇒	【理	由】之						
	成果の現状水準とあ			全国一律の制度のため								
	差異はないか?何か 上が期待できないの			王国一年の制度のため	0							
١.	⑤ 廃止・休止の原		$\overline{}$	影響無 ⇒【理由】■	_		⇒3 今後の方向性・	改革改善	に反映			
有			⊽	影響有 ⇒【その内								
性	事務事業を廃止・休	止した場合の影		全国一律の制度のため	、市の	り裁量はな	2V.					
評	響の有無とその内容	317.5										
価	100 規以事未という	忧廃る 連携の	ш	他に手段がある 🥄	人(共	体的なも	F段,争務争某)					
	目的を達成するには	ナ この事務事業		┌ 統廃合・連携ができ	きる	⇒ľ⊞	!由】¬、⇒3 今後の	7方向性。	改革改善に反映			
	以外他に方法はない			□ 統廃合・連携ができ)	以丰以吉仁及吹			
	との統廃合ができる			全国一律の制度のため		• -						
	の連携を図ることに 上が期待できるか?				-							
			M	他に手段がない ⇒	(理	則 💇		LuL++-1				
	⑦ 事業費の削減					由】 シ 由】 シ	⇒3 今後の方向	性•改革改	【善に反映			
	┃ 成果を下げずに事業	業費を削減でき				_ •						
劾	ないか?(仕様やエ	法の適正化、住			削減	できない。	法案成立が施行直前と	となるので、	準備段階で制度改正の対応がで			
率性	民の協力など)			きない。 								
評	② 八什貝(姓) オ	美務時間)の削				由】 🧇	⇒3 今後の方向	性・改革改	z善に反映			
価	· 灰木地		굣	削減余地がない ⇒	【理	申】 🎝						
	やり方の工夫で延べ業務時間を削 減可能か?成果を下げずに正職員			法案成立が施行直前となるので、準備段階で制度改正の対応ができない。								
	以外や委託でできな			伝条成立か 施行 直削と	(たの)	ノで、平浦	技権で制度以正の対抗	かい ころない	' o			
公	9 受益機会・費用		Г	見直し余地がある ⇒	【理	曲】 5 、	⇒3 今後の方向	性•改革改				
平	化余地		▽	公平・公正である ⇒			0 /20////	12 - 31 - 3	(11-20)			
性	事業内容が一部の	受益者に偏って				•						
評	いて不公平ではない	\か?受益者負		全国一律の制度のため	0							
	担が公平・公正か?		(^	7年年11年17年 4	<u> </u>	#) / DL A A	1\					
	<u>評価結果の総括。</u>)1次評価者として		(1)	マ年度計画と予算への	ノ火巾		<u>v)</u> 体総括(振り返り、反	省占)				
	/・グロト間日 こして	♥ □ □ □ □ □ □ 下				(Z) ±	PT・WO Jロ \ JM、フルヘン、人	· 日 杰 /				
	① 目的妥当性	🔽 適切		□ 見直し余地あり	IJ							
	② 有効性	🔽 適切		□ 見直し余地あり	り	、申	請漏れがないよう周知	ロや勧奨を	r徹底した。			
	③ 効率性	🔽 適切		□ 見直し余地あり	IJ	Ť						
	④ 公平性	🔽 適切		□ 見直し余地あり	IJ							
(3) 今後の事業の方	向性(改革改善	室)	•••複数選択可				(4	4) 改革・改善による期待成果			
	死止 □休止	□目的再設		□ 事業統廃合・連	携			`	コスト			
	事業のやり方改善(有効性改善)		□ 事業のやり方改	(善(対	効率性改善	善)		▶ 削減 維持 増加			
ΙĽ	事業のやり方改善(公平性改善)		□ 現状維持(従来)	通りて	で特に改革	直改善をしない)					
									成維			
	F-10.4-1-2:	(-	, 	<u>.</u>							
	平成24年4月 法改	女正による児童・	丰当	事業への移行により	廃止	-0			低			
/E) 办艺 办学大学证	まて レズ細汁・	.	さき 田野 / 映) してのか	7 th <i>5</i> 4	-			(廃止・休止の場合は記入不要)			
(5)	/ 以里, 以晋を美坊	は9 る上じ脌决	9 ^	ミ課題(壁)とその解	+ 大才	2						
	特になし。											
	14パー・オトロ											
1												